

令和6年第3回七戸町議会定例会
決算審査特別委員会
会議録（第2号）

○招集月日 令和6年 9月6日

○開議日時 令和6年 9月11日 午前10時00分

○散会日時 令和6年 9月11日 午後 0時17分

○出席委員（15名）

委員長	咲 清 悅 君	副委員長	山 本 泰 二 君
委 員	藤 井 夏 子 君	委 員	中 野 正 章 君
委 員	向 中 野 幸 八 君	委 員	二 ツ 森 英 樹 君
委 員	小 坂 義 貞 君	委 員	澤 田 公 勇 君
委 員	工 藤 章 君	委 員	佐 々 木 寿 夫 君
委 員	瀬 川 左 一 君	委 員	田 嶋 輝 雄 君
委 員	三 上 正 二 君	委 員	田 島 政 義 君
委 員	岡 村 茂 雄 君		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長 附 田 俊 仁 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	仁 和 圭 昭 君
総務課長	鳥谷部 慎一郎 君	支 所 長 (兼庶務課長)	金 見 勝 弘 君
企画調整課長	田 中 健 一 君	財 政 課 長	附 田 敬 吾 君
税務課長	高 田 美由紀 君	町 民 課 長	高 田 博 範 君
保健福祉課長	西 野 勝 夫 君	介護高齢課長	三 上 義 也 君
こどもみらい課長	澤 山 晶 男 君	会計管理者 (兼会計課長)	中 村 陽 一 君
商工観光課長	佐 々 木 和 博 君	農 林 課 長	原 子 保 幸 君
建設課長	鳥谷部 勉 君	上下水道課長	町 屋 淳 一 君
教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	附 田 良 亮 君
生涯学習課長 <small>(兼公民館・市民課・中央図書館)</small>	井 上 健 君	国民スポーツ大会推進室長	山 田 真太郎 君

世界遺産対策室長	鳥谷部 伸一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君
監査委員事務局長	相馬和徳君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部慎一郎君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	相馬和徳君	事務局次長	中村大樹君
------	-------	-------	-------

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○委員長（竹 清悦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は14名で、定足数に達しております。

したがいまして、決算審査特別委員会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の審査日程及び本委員会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

お詫びします。

本委員会の傍聴を許可したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹 清悦君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、傍聴を許可することに決定いたしました。

ただいまから決算審査に入りますが、質疑に入る前に、お願ひいたします。

本日は、一般会計歳入歳出決算書の歳出、9款消防費まで終わりたいと思いますので、御協力よろしくお願ひいたします。

なお、御質問される委員にお願いいたします。

御質問の際は、ページ、科目をお示しの上、御質問くださるようお願ひいたします。

令和5年度七戸町一般会計歳入歳出決算書の審査に入ります。

質疑は、歳入歳出決算事項別明細書により行います。

歳入から行います。

56ページ、1款1項1目個人から、71ページ、13款2項4目商工手数料まで、発言を許します。

13番委員。

○委員（三上正二君） 66、7ページの13款1項の使用料の1節加工センター使用料について伺います。

加工センター使用料というのは左組の加工センターのことだと思うのですけれども、この一番の今の現状というのか、一番最近はどういう状態でこれが設置されたのか教えてください。念のために。

○委員長（竹 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

加工センターにつきましては、平成11年に設立設置してございまして、設置当時の使用料を令和2年のHACCP対応の時期に改定いたしまして、現在に至っております。それで、こちらについている金額でございますが、令和5年、102万350円となってございます。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 当初の目的は、対応したのは分かったのですけれども、どういう目的で造られて、今はどういう状態になっているのですか。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

当初の目的は、農家の6次産業のために、研究また加工の部分の最初の入り口というとの、農家を6次産業に育成する、また農家相互の共有の加工の場という部分で設置してございました。ただし、それから20数年たってございまして、現在は主に加工を主とした事業者、農家また団体が活用してございます。それらを道の駅または周辺に販売している事業者もございます。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） たしかこれは私、前にもこれ議会で話したことだか、そうではないときの話ししたことあるのですけれども、当時のときは、一番最初はこの加工、6次産業化の形の中でスタートした記憶があるのですよね。それはいいのです。それで今度は商品を開発、これも六戸の加工センターも一緒なのですけれども、最初のときにはいろいろな商品でも何でも作ってくれるのです。市販するまではオーケーなのです。その後は一切やらないのです。受け入れませんと。けれども、七戸の場合は、これ公的な形の中の税金でこれ建てていますから、補助事業も入れて。その形の中で極端に言うと、道の駅とかふるさと納税、それくらいはいいのです。けれども、誰とは言いませんけれども、それ以上の形で加工するのであれば、これは後の歳出でも出てきますけれども、そのときにまた改めて聞きますけれども、いろいろな経費がかかっているわけでしょう。使用料は取っているのでしょうかけれども、その形の使用料については、何を基準にして算定されているのですか。利用料が入っているということは使用料があるわけでしょう。その利用料はどういう形に算定されているのですか。何を基準で。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

その使用料の基準でございますが、電気料、その他もろもろ経費、または機械の減価償却云々という部分を含めた形での単価設定でございました。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 単価設定はいいのだけれども、では例えば、普通の農家が使うときは、これはさっきも言ったとおり、それはいいのです。けれども完全に商売と言われれば、私も商売しているから分かりますけれども、機械とかそういう形、電気料、全てのものをして、それで償却しているわけでしょう。その形の中で単価に折り込みして、それで販売するわけです。それが当然ですよね。とするならば、今、勘案した形と言いますけれ

ども、こっちのこと聞くのが早いのかな。だったら、年間にこれ、償却1年間なりの機械などを使った形の中では、どれくらいの形の中でそれを値段分の価格設定しているのですか。分かりますか。言い方まずいかな。よろしいですか。分かりますか。加工費の設定は、勘案した形で、一体どれくらいかかるかっているのですか、そこは。償却とか電気料、H A C C P 料、事務手数料、いろいろなのがかかるはずです。その形の中で使っているのを一般の人たちもありますし、それから完全に商売している人あるけれども、その差があるやに聞いているのですけれども、とするならば、どっちがどうでどっちがどうなのですか。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

まず、年間かかっている経費から御説明いたします。昨年5年度の加工センターにかかる経費でございますが、全体で501万7,000円でございます。内訳といたしましては、指定管理料が233万円、修繕費、こちらが5年平均金額ですが35万4,000円、減価償却費等が193万円で、合計で501万7,000円ほどかかってございます。

今の質問でございますが、その単価設定においては、当初、加工センターを設立した当時設定していた金額を、今、商品開発という部分で結構金額がかかるという部分もございますし、また機械も更新とかという部分も結構かかってございますので、その販売目的で使っている業者、事業者には、当初の4倍の価格で令和元年に設定いたしまして、一般的な農家とは格差をつけて金額設定してございます。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 分かりました。とするのならば、では一般の人たちと、それから販売だけを目的の人たちの使用料の頻度の割合というのはどの程度ですか。これを見ますと、年間500万円かかっているのですけれども、収入と入っているのは100万円なのです。100万円ちょっとなのです。あの400万円は、みんな町の持ち出ししてということになるのですけれども、積算ありますか。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

負担割合でございますが、昨年度の実績からいきますと、減価償却相当プラスすると、利用者の負担が3割、町が7割というふうな全体の経費の内訳となってございます。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 言い方が悪かったのか、それは分かるのです。今、一般の人たちと、それから販売だけを目的の人たちの割合のことを聞いたのですけれども。その形の中での償却したのはこれで、使用料が、一般の方たちはいいのです、それは。それをそのために造った施設だから。けれども販売目的をしてしまえば、これ完全に分野が違うわけです。だから、そのときにその使用料というのは妥当がどうかという形の意味合いで聞いた

のですけれども、よろしいですか。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

その割合につきましては、一般の農家と一事業者と、例えばその販売目的でやっている事業者、金額の割合というか、使用割合からいくと、一般の農家は3割、あと7割はその事業所が使っている状況でございます。その割合でいきますと、一般の農家は3割ですので使用料はもちろん大したことないのですが、昨年度の歳入の部分の7割は事業所が収めているような金額の体系になってございます。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） これ、いつか機械が悪くなれば、また更新ということになるでしょうけれども、何千万円という形の経費がかかりますよね。けれども、その次にまたこれ更新すると言えば指定管理と言えども、全部行政でこれ買いますよね。けれども、この30%使っている、一般の農家が使っているのが30%、7割は。そうだとすれば、これ商売している形で行政がそれを全部持ってくれる。うちの会社も全部行政に持ってくれないかな。その形の中で70%持ってくれれば。だから、そういうことになるのですよ。だから、これが今までではないです、これずっと前から、もう10年以上、私、これを話しきてきているはずです。誰とは言いませんけれども、それをやはり考えなければならないと思うのですけれども、どうしますか。これ、課長に答えられるか。町長だな。

○委員長（咲 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

当初は研修施設、いわゆる6次産業化のための、農家のための研修の施設ということで設置をしました。ところが年数がたつにしたがって、だんだんその用途が、ちょっといわゆるそれを利用して、いわゆるどれぐらいの販売範囲なのか分かりませんが、恐らく県内一円とか、あるいはまた東北地方にも出しているのではないかということで、相当販路が広がっている利用者もいます。そうすると、本来の目的から大分外れている。しかもあそこの機器の更新というのは、先般言われましたけれども、かなり高額なものになっています。こういう使用頻度でいくと、もう近いうちにまた機器の更新というのはあるだろうというふうに思っています、前からも言われています、しかればどういう形が一番いいのかと言いますと、これは他の施設もありますけれども、例もありますけれども、いわゆる補助事業でやって、そのいわゆる縛りが、網がなくなっているということもあります。

それから、施設自体はいわゆる高度な衛生管理ということで、H A C C P対応もその資格も取得をいたしました。そこで非常に中央、中心地から遠いこともありますけれども、7割の方々がいわゆる販売目的と、しかも道の駅云々とかそういったものではなくて、もっと広い範囲の販売をやっているということですから、思い切ってあそこをいわゆる施設、機器も含めて無償譲渡と。土地は無償で貸与しますよと、貸しますよと。無償譲

渡が一番いいのかな。もちろん個人には駄目であります。いわゆる譲渡を受けたいとなれば、それを何人かやはり希望する方々が組んで、その審査をして無償譲渡に対応できるような組織体になっているのかというのを判断をしたいと。ただし、小口で研究のためにちょっと水増作りたいだとか、ちょっと漬物を作りたい、そういう方々はちょっとこれに今度はなじまないということもあります。そこで、いわゆる物産協会で、実は用地を何とかしてくれというお話をしました。ちょっと遠いことは遠いのですけれども、それが今のところ、それをないということにしていますが、いわゆる販売でやって必要な作るための流しとか、そういうものを保健所の許可を得る程度でやるとなると相当お金がかかるというのは当初のお話でありましたけれども、あれ、やってみたらそんなにかかるないなということで、いわゆる販売している方々は、自分でそれを改修してやっているということですが、そういう小口の方々については、近くに、用地はちょっと遠いような気がするのですけれども、よく花卉展示館というお話をました。あそこも数千万円の実は売上げがあります。それをやるために改修となると、これも建てるくらいかかるのですよ。そうすると、周辺にもうちょっといいところをあれして、加工友の会であるとか、あるいはまた町内で何かそういう加工品を作つて売りたいよと、売りたいというのは道の駅に出したいという方々のための一つの施設を建てたほうがいいのではないか。ちょうどヒマワリも今壊していますし、土地自体はあります。駅のすぐ近くというと、ないわけではないのですよね。そこら辺もやつたら一番いいのかなというふうに考えています。そうすると、左組の施設は、加工機器の変更の場合は当然出してもらう、その受けた側で出されども、建物全体のある程度の補助、助成、こういったものは若干のそれは町の支援というのもこれ必要かなと思っていまして、それですっきりさせないと、今みたいな意見が三上委員だけではなくて、いろいろな方々からも出ると思いますから、そこら辺で整理をして進めていきたいなと思います。

以上です。

○委員長（竹 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 今の町長の答弁は、新しい加工施設を模索という理解で、解釈でいいのかな。今の加工施設が変わる、そうではなくて、そうではないの。ただし、そうではないとなれば、今までの加工施設に代わるような施設も必要になってくるのではないかなど今、瞬間的な頭に浮かんだのですけれども、そして今の議論からいけば、ちょっと先の話になったわけですね。今の施設はいつ無償譲渡するか分からぬのだけれども、今この問題をはねてそっちへいくのだけだ。今のこのやり取りをどうするつもりなのだ、取りあえず数年間は、何年間は。

もう一つは、なつてから1年半か何ぼだけれども、この場のやり取りは何回もやって、ある程度は見通し立っているはずです。要するに行政サイドが、もう一人立ちしているのだから、そろそろその事業者に、別な形でここから抜けて独り立ちしてやってくれと。その議論を集約したような感じがするのですけれども、何か今、三上委員の質問から、町長

の答弁から、何かまた元に戻ったような感じはしないわけでもないのだ。はっきり言うけれども、その辺どうするのだ、今。無償譲渡は、新たに無償譲渡と今出てきたから、それはそれで何も、それは検討に値するけれども、今のこのやり取りをどうするの。当然相手があるから猶予期間も設けて、相手が第一何て言っているのか。やるとなれば、猶予期間も設けなければならない。明日からすぐ出でていけとは、それは無理な話だ。だから、その辺の交渉とか話し合いは、どこまで進んでるの。まずそこからだ、今の話。何か前の話をぐだぐだぐだ同じことをしゃべって。

○委員長（听了 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） 外れてます、外れてないのですよ。何も基本が。いわゆるその料金を高くした、これだけでは済まないよと。そして、商売のために専門に使うのだから、いつのこと、そこを何人かまとめて、あの施設は無償譲渡しますよと。そうすると、何もそんなに先の話ではなくなるのです。ただし、小口で本当に本来の試験をやっている人たちは、今度は、それに入ればいいのですけれども、その人たちも含めて新たな小さい加工の施設、近く。これはやはり町内からも希望があるのです。ちょっと作って道の駅に販売したいと。ただし、今までみたいに家庭の流しでやるのなら、もうアウトだよと。ちゃんとした衛生管理をして、保健所の許可を得て。それはそれで小さいやつを早急に造ると。何もそんなに何年も先の話ではないと。2通りで今話しました。その辺どうですか。

○委員長（听了 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 何か話とぎれた感じで。まあまあ、いいのだけれども。

確かにそのとおりなのです。野々上にもこの加工センターがあったのです。りんごジュース、ジュース搾るとかそういう味噌作るので。それは無償譲渡して、今、個人でやっています。個人というのは、何人かでやっているのかな、そういう形で。だからその例もあるから、左組のあそこもやってもおかしくはないのです。ただ、人数が野々上よりも人数が多いし、いろいろな形があるから、一つの問題としては、今やっている、営業というふうにやっている人たちが、いつまでの時期に自分が、独立して別に建てればいい。建てるといつても資金源も必要だし、補助も、それは行政のほうでも相談に乗っていかなければならないだろうし。そこをやるといったって、みんながまとまればいいし、まとまれねばそれだし。ただ、いつ頃までに目安というのは、それは例えば、今日の明日というわけにはいかない、いつ頃までにどうするかという形。

それと先ほど、町長の言いましたように、例えば同じ、さっき冒頭に私言いましたけれども、道の駅とかそういうふるさと納税、それは構わない。これは当たり前なのです。けれども、とするならば、例えばコロナ資金とか、町の商店街とか、冷え切っています。それから、飲食店も冷え切っています。けれども、左組で行ってやるよりも、近くのところにあれば、例えばさっきも町長が言ったように、花卉展示館とかそういう近くのあれば、空いた時間に来て、それが道の駅に出したり、ふるさと納税、これがただお金をあげるよ

りも、その機会をあげてやるのが、そっちのほうはいいと思いますので、これはあんまりしゃべるつもりではなかったけれども、だから、いつ頃までに大体目安を町長、大体いつ頃までにやりたいと。そのとおりにならなくてもいいから、その目安をつけなければ、いつまでエンドレスになるから、これ。

○委員長（咲 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） 私の任期は、大体3月です。そこら辺までのうちに一つの方向をつけたいと。一つの方向をつけたいと。例えば無償譲渡、これだって今やっているもの、考えたものですから、果たしてそこにいろいろなあれば問題があるかもしれないし、それらを含めて、任期中にある程度の方向性はつけたいと思います。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 町長、あなたもおれらも任期があるのだよ。でも、行政は止まらないのだ。だから、あなたが言った、今こういうことをやるというのは、あなただけではなくて、その課長方みんな、職員いるのだから、私どももいますし、だから、そういう形の方向性を今いつ頃までこういうふうにしたいということになれば、それはそれで生きるのです。我が途中で辞めるからって、前のことは何もなかったよと、そういうわけにはいかないのです。

以上です。答弁は要りません。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 町長がどういう考え方で今、前の答弁したかとなったら、今、ここは私の任期云々となれば。後の方が、後の首長決まつたら、それはやる気がないとかとなったら困るのだ。また戻るでしょう。だから、そういう迷い的なあれではなくて、方向性はこうだよとか、そういうのを出していれば、また同じような指摘されますよ、新しい人がなっても。ちゃんと基本計画の中に方針を入れて見通しを立てて、そのいい、悪いの議論を合わせてしなければ、まるで取ってつけた話をして、駄目だ、それだと。だから、同じような議論して、取りあえずその事業者の対応はどうなのか、進んでいるのか、進んでいないのか、できるのか、できないのか。それによって、もしもできるとなれば、何年後にそういう形がなされるとか、では、あとの人はどうするのか、利用料も減るのだから、減価償却もかかる、施設も老朽化してくる、では、そこで無償譲渡という話が出るのならばいい、地域の人に。何か話があちこちに出て、もう少しあはっきりと、今の問題をどうするのか。事業者の対応を。はっきり申し上げてくださいよ。

○委員長（咲 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） 何かこう、しっかり理解していないと思います。最初の言ったのは、行政というのは継続性というのはあるのですよね。あと6か月ありますから。あと6か月ありますから、その間にある程度の試算をしたり、問題点を洗い出したり、それである程度の方向はつけたい。ただし、決定までいけるかどうかというと、これはちょっと分からないですけれども。（「出せるのですね、素案を」と呼ぶ者あり）

ある程度は、だから、そして出せれば、できるだけ出すまでにいきたいと思います。

あとは。何も問題ではないのです。今のやっているのが問題だから、ではその解決策として何をどうすればいいのかと。本来の町民みんなが使うのが、一人占めしたような形でいわゆる7割が、7割がごく少数の人が使っている。ある程度の利用料金は上げたけれども、それではやはり町の施設ですから、これは駄目だよと。そのうちには、いろいろな金もかかってくると。今のままであると町が全部、改修費も何も全部持たなければならぬ。それはやはり駄目ですから、今の別な形の提案をしている。提案というか、考え方を述べていますから。何も、あっちいったこっちいったではないです。

○委員長（听了 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 今、町長言ったように、行政というのは継続性がありますので、そういう方向性、辞めるすけと言ったから、だからかちっと来たのであって、そうではなくて、あなたが今、こういうふうな方向でやりますという形になれば、課長方、みんなそういうふうに、その業者方も農家の人たちもそう分かるのです。ただ問題も確かにあるのはあるとは思うのです。やれといったって、業者だって、自分がすぐそこから、それはいっぱい金があればできるけれども、だからそういう相談も乗っていかなければならぬ。けれども、あなた自身がいつ頃までにこういうふうにしてやりたいと、それでいいのだ。途中で辞めようが辞めまいが。誰になったって、次の人だって例えば、つまり今、あなたがそう言ったことは、それが議事に載って残る、継続ささるのだ。そこだけしゃべつてください。

これで終わります。

○委員長（听了 清悦君） ほかに質問はありませんか。

11番委員。

○委員（瀬川左一君） 今、この質問を聞いていると、非常にあそこの施設は、あそこで研究、皆さんで開発して、商品を作り、いろいろなことで進めるというのであるのだけれども、そこで商売を得て利益を上げているというのは、私たちにはどういうふうな人がどういうふうに見えないのだけれども、そういう人たちがある程度独立し、軌道に乗って、自分たちがそういう加工施設を造って自分で販売するというのが基本的なものであって、それを譲渡するとかしないとかというものには、ちょっと内容がよく分からぬのです。やはりある程度軌道に乗ったら、自分で自立して加工施設を持って自立していくのが私は本来の姿だと思うんだけれども、それに対して町長の考え方、ちょっとお願ひします。

○委員長（听了 清悦君） 今の11番委員の質問に対しての答弁は、今までの質問の中ではなされていると思いますので、意見として賜るということで。

○委員（瀬川左一君） では、私の要望で終わります。

○委員長（听了 清悦君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 次に、70ページ、14款1項1目民生費負担金から、81ページ、15款3項4目土木費委託金まで、発言を許します。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 72ページ、14款2項1目1節個人番号カード交付事業費補助金に関わってお伺いします。

今、個人番号カードというのは、町民の何パーセントぐらいが持っていることになりますか。

○委員長（咲 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

ちょっと正確な資料、こここの補助金の関係は町民課のほうが担当しているのですが、一応総務課のほうもマイナンバーカード、関係した事務をしているということで、お答えさせていただきます。

最近の総務省からの通知によりますと、申請者につきまして、約1万3,500人が申請している状況でございます。ちょっと詳しいパーセンテージまではお答えできません。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 1万3,500人が申請しているということなのですが、そうすると申請していない人は1,000人ぐらいということになるのですが、この1,000人ぐらいの方は、いわゆる12月から今度は医療費の保険証がなくなります。個人番号カードを持っていない人に対しては、保険証はない人は、12月から医療費を受けるにどうなるのか、それから保険証を持っている人でも、個人番号カードを持っている人でも病院代を受けるにはどうするのか、その辺をお知らせください。

○委員長（咲 清悦君） 町民課長。

○町民課長（高田博範君） ただいまの御質問にお答えいたします。

報道でもあるとおり、12月2日から紙の保険証、今まで使っておりました保険証が廃止となります。それに伴ってですけれども、先般、保険証のほう、8月1日から有効期限として来年の7月31日まで使える保険証として発行してございます。ですので、今までどおり来年の7月31日までは、保険証は、紙の保険証は使えます。そして、それ以降ですけれども、また12月2日以降、保険証をなくしました、紙の保険証をなくしましたという場合については、新たに保険証を発行することはもうできないので、それにつきましては、来年の8月1日からマイナ保険証がない方に発行されます資格確認証、そういうものを発行するというふうになります。マイナ保険証を使っている方々については、病院のほうでは使えるような形でござりますので、マイナ保険証のほうは普通に今は使えます。ですけれども、紙の保険証をずっと使っていてマイナ保険証がない方は、その資格確認証を発行しますので、そちらのほうで病院のほうに普通にかかるというふうになりますので、そういう形になります。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 分からないからお伺いしますが、マイナ保険証というのは、これはどうすれば手に入るかということですが。マイナ保険証は、これどうすれば手に入るのですか。それから、保険証は来年の7月まではまだ有効だということですね。

○委員長（咲 清悦君） 町民課長。

○町民課長（高田博範君） お答えいたします。

マイナ保険証につきましては、マイナンバーカードを申請していただき、マイナンバーカードを取得いたしますと、マイナポータルというところから保険証の連携というふうなことができますので、そちらのほうで保険証と連携という形を取れば、マイナ保険証にマイナンバーカードが使えるというふうになります。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 10番委員。

○委員（佐々木寿夫君） 今、私が聞いたような問題については、町民の中ではまだはつきり分かっていない人もいるので、広報を行うようにお願いいたします。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 次に、80ページ、16款1項1目財産貸付収入から、89ページ、19款1項1目繰越金まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 次に、88ページ、20款1項1目延滞金から、97ページ、21款1項7目災害復旧債まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 次に、歳出に入ります。

100ページ、1款1項1目議会費から、111ページ、2款1項5目財産管理費まで、発言を許します。

2番委員。

○委員（中野正章君） 102ページ、103ページ、総務費の総務管理費の一番上ですけれども、予算には行政改革懇談会の報酬として10万7,000円が計上されていましたけれども、決算にはない。この説明をお願いします。

○委員長（咲 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの決算がゼロであるというところですけれども、行政改革懇談会が開かれなかつたというところですが、まず町で今現在、行政改革委員会、こちらで様々な行政事務の見直しを今年度、まさに今やっているところです。そういうものがまとまりましたら、ま

たそういう形で、その委員方に意見をいただく、そういう形で委員会のほうを開催したいというふうに考えております。ここ二、三年は行政改革、委員会のほう、町内もやれなかつたということで、これから進んでいくものと思っております。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 2番委員。

○委員（中野正章君） これは結局、一般からの募集ということだと思いますが、やはり何かと町民との対話という部分で、やはりコロナの影響もあってか、少なくなっているという気がします。やはり先行きがなかなか見えない、この今の時勢でありますので、やはりそういう町民との対話をもっと大事にして、もっと活発に行うという姿勢からも、ぜひまずやっていただきたいと思います。要望です。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 次に、110ページ、2款1項6目企画費から、119ページ、2款1項14目防犯対策費まで、発言を許します。

12番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 118、119ページ、2款1項12目18節、そこに下にあります自主防災設置補助金、これについてちょっとお伺いします。

まずこれ、今現状としてはどういう形の中で補助しておるかお伺いします。

○委員長（咲 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

この自主防災組織の活動につきましては、二つの制度の補助金、そちらを予算化しております。まず一つは避難訓練ですとか研修、そういうものを団体で行う場合にその活動費用の運営費を補助しております。こちらにつきましては、上限が3万円というふうになっております。

もう一つは、自主防災組織を立ち上げる際に、それぞれの消火用品、水防用品、救出救護用品等の資材・機材を整備する補助金、こちらは上限を20万円として初回補助すると、こういった支援をしております。

また、自主防災組織を立ち上げたいと、そういう希望のある団体につきましては、防災担当の職員が出向いて組織の立ち上げに手伝っていくと、そういうこともやっております。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 12番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 実は職員たちに説明に来ていただいて、私たちの部落でも組織を立ち上げました。

そこでちょっと違和感があるので質問しますけれども、まず今、活動の補助金として三つほどあるということで、一つは活動費、一つは資機材、あとは5年ごとに5万円だよ

と、こういう内容になっております。

そこで、この活動費3万円ということで、まず一つ目です。これ一つ一つは、もちろん公費ですから、助成、補助金もらうのですから、これは報告は当たり前だと思いますけれども、こと細かな中での報告、3万円使えなかつたら返金してくださいと、こういうことでありました。説明の中で。ところが、通帳作るだけでも1,100円かな。そしてこの代表が変わると、また通帳を新しく作るのも、また1,100円取られる。そこでもってきて、様々なことの説明の中で返金してくださいと。何かすごくこの使い勝手が悪い。私はそう思います。

もう一つは、資機材です。実際活動しないのに、一応はその住民が、自分のところの住民が、集落の住民が、独り身の人とか何とか、様々なことの対して掌握することはできますけれども、では何、しかばどういうときに何をやつたらいいのか、1回も活動しないのに、なかなかそれの資機材をどういう材料買ったらいいか、どういう設備したらいいか、さっぱり分からぬ。それを単年度でやってくださいという説明を受けました。これはなかなか、これは厳しいなと。私たちもそれなりにその地域では考えていますけれども、やはりそこに無理があるのではないか。やはり単年度ではなく、それなりの5年だったら5年、そのくらいの形の中で活動してみたら、こういうものが必要だったよと、こういう形の中で必要経費というものを請求したら、その20万円の範囲内で使用できる。そういう形に持つていったほうがいいのではないかなど、私はそう思います。5年後には確かに5万円ということであれば、それなりに活動しますので、それなりに利用価値のどんなものをさらに必要なのかというのはまた出てくると思いますので、これは大変大助かりだと思います。

そういう意味では、私はこの何ていうのかな、自主防災の取組というのをもうちょっと真剣に考えていただきたいなと。せっかく9月26日に中部の防災訓練ありますし、また11月15日ですか、知事も防災組織の中で頑張ってくれよということで、せっかく訴えています。ですので、できるだけ私はそういった意味で、町もしっかりとした組織づくりに前向きにもっともっと力を入れてほしいなと思います。

そういう意味では、次年度は72万円の予算をやっておりますので、それなりの希望はあると思います。けれども、やはり何をしたらいいか、こういうふうにしたらいいかというのは、なかなか戸惑っている部分が結構ありますので、実際私もやってみてそういうふうに感じましたので、そのところを町長はどういうふうな形をこれから持つてこうとしているのか、あるいは事務方のほうはそれでよしとするものなのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○委員長（咲 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

総務課の防災担当の説明というのもちょっと不足しているようです、今の御意見を聞いて。そして、やはりいろいろな準備をしても、いざ災害のときはもう慌ててしまうので

す。災害が来ないときは、割と緩やかな気持ちでやっている。これはいけないと、そういうふうな思いまして、指導を徹底する、あるいはまた現実的にこういう場合はどうするのだと、こうするのだと、そういったものを含めて防災の担当において話をしておきます。

それから、報告義務というのは、これは今ちょっと聞いてみますけれども、いわゆる単年度の予算ということになれば、単年度、単年度の報告の義務が生まれますけれども、そこら辺りが果たしてもうちょっと緩やかにできないのかどうか、これも含めて検討させてください。

○委員長（听了 清悦君） 12番委員。

○委員（田嶋輝雄君） 私の説明もちょっと悪かったも分かりませんけれども、どこの集落でも、それなりの経費の下で、トータル的な考えの下でやっていると思います。ただ、そこに3万円の報告だけということではなく、やはり全体的な形の流れの中の報告をしてくださいよということであれば、私はそのほうが使い勝手がものすごくいいと思うのです。要するに3万円、その活動費だけの報告となれば、先ほども言いましたけれども、代表が変わるといちいち全部やり直ししなければいけない。そういう形の報告は、何もトータル的な考えでも、報告だけはしろということであればできると思うのです。ただ、限定されるとそういうふうになりますよという説明でありますので、そのところもまた検討して、これから組織づくりのほうに進めていただきたい。そう要望しておきますので、お願ひいたします。

○委員長（听了 清悦君） ほかにありませんか。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 118ページの防災諸費、2款1項12目、この防災に関連してお伺いいたします。

最近、全国的に、一晩に500ミリ、600ミリ雨降っていますよね。数十年経験したことのないというような話がよくテレビ等で報道されるのですけれども、そのような状態を仮に我が町に置き換えた場合、防災ダム、天間ダムもあるし、それから和田ダムもあるのですけれども、あの状況を我が町を想定した場合、山のほうがもっと降っている可能性がある。結果として、ハザードマップもあるのですけれども、ああいう事態が生じた場合、まず、ハザードマップはそれを想定しているのですか。簡単な話、盆地の中の旧七戸町地域の中が水浸しになるような状態を想定しているのか、それとも、あそこまでにならないと。土砂がたまっていても、常に抜くから大丈夫だと。その辺、天間ダムも同じような形になるのですけれども、その辺の状況はちょっと不安があるのでけれども、まずその辺の状況をちょっと教えてくれますか。

○委員長（听了 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

雨がどのぐらい降ったらどのぐらい浸水するというところを、その当時作ったものはどの程度想定してちょっと作ったのか私も把握しておりませんが、100年に一度の大震、

かなりの雨量があった場合を想定して作られたハザードマップであります。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） いや、かなりの、それは具体的に、災害が生じているのは大体一晩に500ミリ、600ミリ。山のほうはもう1,000ミリぐらいいっているのではないかと。最近は線状降水帯が発生して、次から次と積乱雲が発生して雨が降っているから、あれもこれ、我が町はこれ、当てはめなければならない、不安にかられるわけですよ。いずれどこかに来るだろと。そうなれば、大体、天気予報は大体正確ですので、みんな分かるわけです、どのぐらい降るのだろうと。雲の動きから何から。だからその場合は、当然降雨量も提起されておりますので、だから、相当な量といったら何ぼなのを想定しているのか。その辺をもうちょっと具体的に。

○委員長（咲 清悦君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

イメージになります。これは、令和3年8月9日とか、これは県内全域でもう大雨になったところですけれども、町の管内のほうも浄水場のほうが断水等障害を起きた時期だったのですけれども、それでいくと、七戸町は9日、11日までの2日間で、山谷地区でそのときは254ミリ、2日間です。倉岡地区で212ミリ、上北鉱山でも217ミリ。これは8月の平均雨量193ミリとすれば、もうその2日間で倍以上降っているような状況、イメージとすればそういった状況です。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） そうすると今、全国で何か所かは、もう必ず甚大な被害を及ぼしている線状降水帯による大雨。そうすると200かそこらではとても収まらないような状況なのですけれども、仮に500、600想定した場合、あり得る可能性がありますね。それはもう想定されていないのですか。

それから、防災ダムは、あのダムも半分くらい埋まっているという話だから、当然次から次に抜かなければならぬわけだし、だから上を越えて来ることは、普通はまずはみんな沈むのではないかというような想定になるのだけれども、その辺まで想定してもいいのではないだろうか。いかがですか。私が心配しているだけか。どうなのですか、町長、あなたは心配していないか。

○委員長（咲 清悦君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

先ほど議員のほうから、ハザードマップはどのくらい想定しているかというのようなところからいきますと、令和2年、これは3月に策定された現行のハザードマップでございますけれども、これが想定大雨の規模が高瀬川流域で48時間で397ミリ、これに基づいた浸水エリア等を想定しているわけです。当然ながら、浸水エリア等に基づいた業務

の、いわゆる行政機能として支障があれば困るということで、そういういた業務継続性計画とか、それは担当課とで個々策定しながら、策定しているような状況でございます。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 400ミリ、もうちょっと上げたほうがいいのではないか。500、600は常態化しているから。そのとき、ダムの貯水量と、浚渫の高さと、それから天間ダムも、上のほうは大分浚渫しなければなければならないという話も聞いているから、両方想定していて、特に盆地のほうは大したことはないといつても、まず山のほうから降るから、先に。どんどんどんどん、雲の流れから行けば。その辺をもう少し強く見て、あくまでも最悪の場合の想定をもう少し引き上げたほうがいいのではないか。時間かかるかもしれないけれども。そして、極力、さあとなったとき、やはり逃げないといけない。もたもたしていられない。どこに逃げると言えば、高いところに逃げるしかない。あまり山に行けば、また崖崩れるから。その辺をもう1回、再度、別に私、不安をあおるわけではないけれども、現実にそういうことが全国で起きているわけだから。それも若干頭に入れて、もう1回、何らかの形で検討を加えたほうがいいのではないかなと思って。要望だな。よろしくお願ひいたします。

○委員長（咲 清悦君） 6番委員

○委員（小坂義貞君） 110ページ、12節です、右にいって111の委託料、このコミュニティーバスの委託料。

最近、多分、高齢者も増えて、また免許返納者も増えているようでございますので、今この金額は三千三百幾らですけれども、今のコミュニティーバス、何台で運用、運行しているのかお尋ねします。

○委員長（咲 清悦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

現在のコミュニティーバスの運用ですけれども、全部で6台のバスを運行してございます。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 6番委員

○委員（小坂義貞君） 6台ということで、今のそういう町民の方は、利用者の方から、足りないとか、そういうような苦情はないのか。それとまた、私はまず、すぐ側に高齢者、足の悪い方もいまして、まだバスが足りないような回数ですか、そういうような意見があります。そういうような苦情とか意見はないですか。

企○委員長（咲 清悦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

企画調整課の方には、特に運行回数が少ないとお話しは、まだ私のところには届いておりません。ただ、バス停をちょっとここに新たに設けてもらいたいとか、そういういた要望は来ておりますので、それはちょっと検討させていただくということにし

てございます。

以上でございます。

○委員長（听了 清悦君） 6番委員

○委員（小坂義貞君） これはまず、私から要望になります。

そういうコミュニティーバスを利用する方は、大分、免許返納、または高齢者の方が、または足が不自由とか、そういう方が多分利用されている方が多いと思います。その中で、さっきも言いました、バスの停留場、あまり指定となれば、そこまで歩いて徒歩で移動するに、バスに乗るために移動するということは、なかなか不便を感じる方も多いかと思います。そういう中で、もう少し簡素的なバスの、タクシーというわけでないでけれども、あまりバス停を、もし、もっと活用して、ただ毎年これらが増えていく、バスの利用者が増えていくという見受けらることがございますので、もっとバス停をあまり指定しないで、簡単に利用できるような方法を私は要望いたしておきます。

以上です。

○委員長（听了 清悦君） ほかに質問はありませんか。

3番委員。

○委員（山本泰二君） 3点一括して質問いたします。

今のバスのことについて、まず1点です。コミュニティーバス座席シートにビニールが貼ってあります。この理由をお知らせいただきたい。あまり快適なものではないと思います。

2点目、116ページ、117ページの11目情報通信対策費のところですが、昨今、いろいろ話題になっていますが、情報漏洩、ランサムウェア、そういったもので情報が遮断される、あるいは身の代金を取られるという話があります。今の世の中、こういったものが起きると、町政にしても全く立ち行かなくなるということがあり得ます。情報漏洩に関しては私も反省すべきところはありますが、データを渡してくれというときに、メモリーカードにすっと入れて渡したりということをしています。それだと非常に危ないこともあり得るので、その辺りどういうふうに対策を取っているのかということです。

最後1点は、118ページ、119ページのところの13目18節になりますが、町交通安全母の会、交通指導隊という話がここに載っておりますが、ここの人�数がどのくらいいるのか、そして足りているのか、不足しているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○委員長（听了 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず交通安全の各会員についての人数ですが、交通安全母の会は会員が36名、交通指導隊につきましては会員が14名ということで、まず人數的にはそんなに不足しているという感じではございません。各町のいろいろな行事に出て活動していただいております。

ただ、やはり若い方が入ってこないと。やはり高齢化が進んでいるということで、常時

会員を増やす、そういう活動もしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（听了 清悦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

まず1点目のコミュニティーバスのシート、ビニールシートの件ですけれども、これにつきましては、不特定多数の方がやはり利用するということで、汚れの防止という意味合いでビニールシートを全車両に設置しているものとも考えております。

あと2点目の情報漏洩の件ですけれども、町のほうとしては、町内の学校等のパソコンも含めて全てウイルスバスターという形で対応を取っております。全部で500ライセンス、500台分の契約をしてございます。また、ファイアウォールといいますと進入する前に防御するという形も取ってございます。

あと、そのUSBからの感染ということですけれども、町で利用している重機系のパソコンにUSBを刺す際は、例えばそのUSBが感染していないかどうかというのを調査、検査した上で利用するという形も取ってございます。

以上でございます。

○委員長（听了 清悦君） 3番委員。

○委員（山本泰二君） バスのシートの件ですが、不特定多数を利用する公共のバスはビニールシートはしていません。ほかの町内のバスもしていないところ、あるいは上北町ですと上北交通でしたか、あそこのバスを使ってますので、ビニールシートはしていません。きれいに使うことは大切です。そして、コロナ対策のときにたしか清掃がしやすいと、さっと拭けるというような意味合いもあって、そのときは特にそうかということで申し上げなかったのですが、現実は布製のほうがウイルスの増加が抑えられると、金属片とかこういうテカテカしたものとか、そういうのは残りやすいという、本当はそういうことがあります。

それで、きれいに使うということ前提に、皆さんの自動車、ビニールシートで使っている方いらっしゃらないですよね。皆さん布張りか、もしかしたら皮張りの自動車乗っている方もいらっしゃるかもしれないですけれども、町民が快適に過ごせるように、そういうことを考えていただければと思います。

情報漏洩に関しては、非常にいろいろな対策を取っていると思いますが、実際にその企業でランサムウェアで身代金を要求され、それで事業が立ちいらなくなつたというところも聞きます。何年かちょっと、何年かではないですね、動けなかつたところもありますので、その辺りをきちんと対応していただければと思います。

以上です。

○委員長（听了 清悦君） ほかに質問はありませんか。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 122ページの、ちょっと飛んで14節。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員、そこはまだです。次です。

ほかに質問はありませんか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 111ページのコミュニティーバスの件なのですけれども、例えばこの前一般質問でやりましたけれども、免許返納とかいろいろな形の中で、昔よりも今はコミュニティーバスあるからよくはなったのですけれども、大きいバスしかない、あれ、スクールバスで使っているためにああなのですか。もっと何か、テレビとかそういうのを見ると、結構このワゴン車みたいな、8人とか10人ぐらいで小回りして回っているのもあるのですけれども、やはりそういうのというのは、スクールバスと兼用というのは、多分できないものなのですか。

○委員長（咲 清悦君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

コミュニティーバス、委員おっしゃるとおり、一部スクールバスも兼用しているものもございます。あと、全部で6台あるというお話ししましたけれども、中型バス4台、あとマイクロバス2台というふうな形で運行してございます。それはスクールバスとしての、例えば乗車人数とかそういうものをいろいろ考慮した上で、今現在、この形のバスの大きさにしてございます。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 見ていると恐らく少子化もあるだろうし、それから独り暮らしのそういう形があると、もっと先ほども誰かが言ったみたいに、タクシーで乗り合いという形で考えれば、もっと小さくて小回り利いたほうがいいと思うのだけれども、ただスクールバスと一緒に使っているのならば、これ新しいとなると負担もあるから、そういう検討は、考え方についてはあるのですか。今ではなくて、これから、さっきの話、何年か後になるか分からないけれども。副町長か、誰がいいのか。

○委員長（咲 清悦君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

そういうったコミュニティーバスの利用等の、バス等のいわゆる乗車率とか、そこら辺については、町の公共交通会議等を通した形で、今後も検討していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） 必要な場所に必要な車をやる、オンデマンド。今、そういう、だんだん時代になってきていますので、これ、これで何台か小さいのを準備して、1人に対して対応ではなくて、何人かその近辺でまとまっていれば、そこに派遣をすると。今のそういう条件になりつつありますので、これは検討して、そういう対応をするようにいた

します。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） それと、絡めるのもどうかと思うのだけれども、この前、一般質問だったかな、買い物弱者とありましたよね。俺もだんだんこう年取ってくれば、免許まだ持てば、こんな免許で事故起こすから返納しろとなる。返納したところで、歩く足がなくなる。ましてや、うちのほうの部落でも見ていると、今度、乳母車で歩いているのはせきの山なさ。近くの、子供たちが近くにいれば、毎朝飯仕度しにきているわけだ。けれどもそうなると、今度はそれもままならなくなるわけです。だから、限界集落という形もあるし、また独り暮らしの年寄りのこともあるし、何とかの形のところの対策というのは、さっき一般質問だったかな、この個人の独り暮らしの個人の人を独身寮みたいな形、そういうこともこの町内の中でも考えるのは必要となってきているのではないですか。バスといろいろなことを絡めて。どなたかお答えられたらお願ひします。

○委員長（咲 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおりだと思います。イオンが開店のときは、いわゆる車を回しました。今こそ本当にああいうのが必要になってきていると。買い物弱者、それから医療の弱者もあるのです。病院に来たいけれども来れない。これはこれで医療車両というのを要望しようと思ったら、今の健康医療福祉部長、厚労省からですけれども、いやいや、もうそういうものではなくて、今はもう通信機器、タブレットで十分だよということもありますので、それと買い物と、やはり今後の、特に足がない、動けない人対策は必要であると思います。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） ここで暫時休憩します。

11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時24分

○委員長（咲 清悦君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、120ページ、2款1項15目地域おこし総合戦略費から、127ページ、2款1項21目物価高騰緊急対策事業費まで、発言を許します。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 先ほどは失礼しました。

122ページの14節工事請負費、これずっと来て、町道荒熊内大通線舗装新設工事費。これ5年度の入札結果、前に資料をもらっていましたので、直接はこれではないのですが、アリーナの質問するときに、道路維持修繕工事、これをちょっと注目してみた結果、5年度から初年度まで、令和5年度から令和初年度までに道路維持修繕工事、これを注目してみたら、入札参加者が3者、それからK社が取っているのですけれども、5年間

で11件、同じような名称の工事が。（発言する者あり）確認している。全てK社が取っているのです。落札率が99点、平均でも5%くらいいくだろう。道路維持修繕工事なら毎年何件か出るのですけれども、それ以外の名称のは、まずない。まず、参加業者の。

○委員長（听了 清悦君） 8番委員、具体的な個人名とか企業名を控えて発言してもらえば。

○委員（工藤 章君） その前に先に聞いているのですよ。いいですかと。（「委員長、あなたがちゃんと言えばいいの」と呼ぶ者あり）

○委員長（听了 清悦君） 質問の内容として、具体的な個人名、法人名は特に影響しないと思いますので。

○委員（工藤 章君） 固有名詞はやめろということだね。

○委員長（听了 清悦君） はい。

○委員（工藤 章君） では、どういう。（「K者」と発言する者あり）

まず、入札参加数の数が3者、3者にはほとんど限定しています。これをまず、なぜなのか。それから、落札率が99.5%、ほとんどそうです。これは考えられるのは、いわゆる予定価格を組む段階で、設計価格から足切れを強くして、そうすると業者は恐らく積算、あれは同じですので、ぎりぎり厳しい中でも恐らく落札されているのではないかと。そうすると、その辺からいけば、あの工事はそうでもないです、関係する。94、5%です。この道路維持修繕工事だけが突出しているわけです。しかも、11者中、11者がK者です。5年間遡ってみたとき。この関連性はどういうふうに私、解釈すればいいのか。その辺を少し明確にお教え願いたい。

○委員長（听了 清悦君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、維持管理工事のことであると思いますけれども、いわゆる公共施設工事、これ一般に国、県の積算基準に基づいた積算を行っていると。議員おっしゃる足切り等のそういった下げ方は、これは禁止されておりますので、適正な予定価格として設定しているというところでございます。

加えて、入札比率として落札比率が高いということになりますけれども、いわゆる現在、町で実施しているのが条件付一般競争入札ということありますけれども、いわゆる公募した形で3者が参加しているところだと思いますけれども、いわゆる維持管理業務、皆様御存じのとおり、すぐ舗装穴空けばすぐやってくれる、そういう緊急対応性もありますので、そういう工事業者、その体制状況をつかめてこう、あとそういった班態勢がすぐ可能なところとか、あと技術者の人数とか、そういうものを聞いてやっているところだと思います。

以上です。

○委員長（听了 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） そうすると、資格を要する会社は、A者で3者しかないといふこ

とになりますね、5年間で。5年間ずっと、ほとんど、たった一つ4者になっているのが1件ありました。すべてK社です、落札は。これちょっと符号しないなと思って、偶然かなと思って興味本位で見たのですけれども、それにしてもちょっとがらがらポンやってもなかなかこういう数字は出てこない、確率は。私としては、別に違和感を持っているわけでないけれども、説明がちょっと納得いかないと。次の段階に入りたい。というのは、入札参加業者が全て同じなのか、3者ですね。それから、それに伴う、歩掛りといいますか、積算の参加するとき、出しますよね、自分が価格提示する根拠となるものを。それらを精査して、ちょっと、それは多分情報公開によるものなのか、公開するには。その辺をもう少し詳しくお願ひいたします。次の段階に入るために、もしも今の答弁が私が納得しなければ、その段階に入らさせていただくのですが、ちょっと多分時間がかかると思う、私も。その辺はどうなのですか。

○委員長（竹 清悦君） 町長。

○町長（小又 勉君） 一つには、工事のいわゆる維持修繕工事、特殊性なのです。頻繁にこれもパトロールが必要、穴開けでそれで事故を起こしたり、車両が破損したりというのはよく町で弁償をするのですけれども、やはりそうならないように頻繁なパトロール体制を取れる業者なのかどうかということです、一つが。もちろん町内A級、資格要件で結構Aランクの業者がいますけれども、そういう体制を取れる業者、それから穴を発見したら直ちにそれを穴埋めをすると。そういういわゆる会社の体制、これが必要であると。そうすると、やはりいろいろな工事を出した段階で、いっぱいいっぱいの人は工事受注して、そういう対応は取れないと。ですから比較的そういう体制を取れるということで、いわゆる上位3者ぐらいに限定をしているということあります。

それからもう一つが、例えば自社で直ちに施工できない場合は、町内に舗装の資格業者がいますので、そういうのに速やかに発注をして、というか早く直せよということで、そのためにやはりこれが特殊な、これで済まないときもあります。落札額に。いわゆるあちこちに穴が開いたりなんかした場合。そういう場合は、当然これが補正対応ということをしなければなりませんので、非常に確定しない工事と。ですから恐らく、落札率は別には予定価格以下ですから、別にこれにどうこういうことはないのですけれども、比較的そうなっているような気がいたします。

以上です。

○委員長（竹 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 今の町長の答弁、私の質問に正確に答えていません。なぜかと言うと、そういう資格を有する業者はそうでしょう、3者だから。あらかじめ審査会でそれ決めているのでしょう。こういう難しい工事だ、手間がかかる。それで3者。それはそれでいいのです。少ないから、そういう3者に限定したのは3者なのでしょう。ところが、どういうわけか、元年までこれ見たら11件あるのです。全てK者が落札している。この偶然性はどこから来るのよと。だから、今後これを私は解消するには、疑問を解消するに

は、やはり入札結果は公開されているけれども、もう1回それを見て、何ていうか設計、入札に参加するときに、この価格の応札の札の根拠を示す、あれは出しているでしょう、特に。それを見比べたいわけです。ですから、私がその要望を、要求を満たすには、閲覧申請を出せばいいのか、それとも単純に行ってこれ見せてくださいと簡単に見せるものなのか。まずそれを確認して私に答弁してください。次の段階にもう入ったから。

○委員長（咲 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず町では情報公開条例、それに基づいて、情報公開申請があれば、そこから関係課等調整しまして、開示できる、できない、そういうものを判断していくと、条例に沿ってやっていくことになります。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） では、私は手続をすればよろしいわけですね。それで、あなた方審査して、どこまで見せるのか。多分見せたくないのは黒塗りになると思うのだけれども、それは仕方ない。あとは期間とか、何時から何時まで多分あると思うから。ただ、私も日につきが合わなければ、少し余裕を持って設定してもらえばありがたいなど。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 今の件なのだけれども、ややもすれば弊害になっているのは、条件付一般競争入札。提案したのは私ですから。それがもしかすると、全体というおおむねでは、私はこれでよかったですとは思っているのです。けれども、先ほど町長もおっしゃったように、ただ特殊性があれば、やれる人は何人もない。例えば、幾ら条件付一般競争入札といつても、下請工事もできない人、町内にできない人があればほかも頼むという形、この前話しましたでしょう。とすれば、これもそういう件のこともあり得るのではないだろうか。というのは、基本的には条件付一般競争入札でいいのです。けれども、それを特殊性があってならば、ただあまりにもこの一つ二つの業者がそれだけをずっと取るというのは、やはりどこかおかしくあるのではないだろうか。となれば、それも例えば、どこまでも、全国というわけにはいかないとしても、近隣からそういう条件付を拡大すれば済む話だから、そういう形も考えるところにきているのではないだろうか。あまりにもそうだとすれば。確かに、今、8番委員の話を聞いていて、それも11件全て同じ業者だと、何があったと疑われてもしようがないだろう。そのためにも、それをちょっと、この前、下請をこの条件付だから、下請とか守ってほしいと言ったけどもそれができないから、しようがないからほかにも頼むという話もしたくらいだから、だからこんなに偏るのなら、それを考えてもいいのではないか。そういうものだろう。

○委員長（咲 清悦君） 答弁を求めますか。

○委員（三上正二君） どういうものだろうと聞いているでしょ。

○委員長（咲 清悦君） 副町長。

（発言する者あり）

○委員長（咲 清悦君） もう一度、13番委員。

○委員（三上正二君） 今すぐ結論出せるものではないのだ。ただ、そういう状況があれば、やはりどう考えても、見なしてきている町民の人たちもおかしいのだ、これ。そうなつていれば、そこら辺もすぐには直せないよ、けれども、それも歯止めがあるからそういうふうになっているけれども、それも考えてみてもいいのではないかという意味合いだから、今、いつやる、明日やるとか、そういう話をしなくともいい。どう考えるかということだ。

○委員長（咲 清悦君） 副町長。

○副町長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、今現在、一般土木工事等でありますけれども、いわゆる条件付一般競争入札ということでありまして、町の指名基準に基づいたA級、B級、C級、等級に基づいた業者数、これにまず公告を出しております。今、先ほど工藤委員もおっしゃった、参加が3者しかないのだというところについても、参加できる業者が、現実的に3者しかなかったということでやっておりますけれども、まず、先ほど町長もおっしゃいましたが、まずそういった維持管理業務、これ、いわゆる早急に対応しなければならないとか、割と煩雑な工事になります。維持修繕でありますからすぐ直さなければならぬ、スピード感を持ったまず対応しなければならないということになると、やはりその会社の体制、チーム体制すぐつくれる業者数、やはりそういうところが出てくるのかなと思っております。当然ながら、先ほど三上委員がおっしゃいました、町としても当然ながら町内の企業、産業の保護、そういう育成の観点からも、地域経済の状況からも、そういった、何ばでも管内、BC業者でも回せるような体制、それは町としても当然取りたいと思いますので、こういった今、入札状況等も今後ちょっと見据えて検討してまいりたいと、入札考えていきたいと思います。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） どう考えても、例えはどうしてもできなくなれば、範囲を広げるもよし、A級だけなくてB級もできる、そういう範囲を広げてもいいのだ。けれども、そういう入札するのも1者だしか入札にならないのだ。数合せではないけれども、そういうこともあるかもしれない。としてみても、11件が同じ業者となると、どう言い訳しても疑われるはしようがないのだ。だから言っているのだ。だから、その辺のところは、いろいろな条件があつたりしてみても、何ばでも100%取っても、それはいい。その積算基準のうちだから。それはいいのだけれども、ただ同じ業者だけが、ずっとそこだけというと、どう言い訳するの、これ。そこだけを考えておかないと。答弁は要りません。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） 先ほどの副町長の答弁、矛盾しているのだ。煩雑だ、云々だ。ま

るでK者を容認している、黙認しているみたいな言い方。あなた方、審査会でそういう工事だよというの分かっていて3者を入れているのでしょうか。ということは、入札結果見ていないの。1年半分しか。5年分遡れば、あなたの理屈からいければ、同じ業者だよと、3者が。答えたみたいなものだ。見てないけれども。だとすれば、同じ条件で同じ能力があるのを3者入れているのだから。3者しかない。その中でなぜK者だけが取れるの。11回も。11回やって11回取っているのだよ。これに疑問を私は呈しているから、次の段階にいかざるを得ないと言っているのです。それはやはり、その資料を見なければいけない。単価から何から全て、それで私の結論を私自身がつけなければならないのだ。疑問を持つのは、次の段階だ。それを見てから。意味分かりますか、私の行動計画は。分かりますか。だからちゃんと答えてください、副町長。駄目だよ。まるで容認しているものだろう。仕方ないといったら仕方ないのだ。

○委員長（咲 清悦君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） ただいまの工藤委員の質問で、今回の維持工事に関しては一般競争入札ということで、土木A級に対象で広告をしております。それに手上げしたのがまず3者と。こちらのほうから3者を指名しているものではございませんので、そこはちょっと、今、お話を聞いていると、まず勘違いしているところもあるのかなと思っています。（発言する者あり）

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 先ほど答弁したのだよ。条件付一般競争入札で地元を守るためにやっているという話、答弁したばかりだよ。副町長、そういうふうにしゃべったよね。けれども、今、財政課長しゃべるには、それを把握して、一般競争入札をしてますと言ったのだ。そうしゃべったのだよ。議事録開いてみろ。

○委員長（咲 清悦君） もう一度、今の点について、財政課長のほうに答弁。

○委員（三上正二君） いや、議事録を開けっていうの。

○委員長（咲 清悦君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） 大変申し訳ございません。条件付一般競争入札の誤りでした。大変申し訳ありませんでした。

○委員長（咲 清悦君） 8番委員。

○委員（工藤 章君） そうすると、私が次の行動に移るには、どういう手順を踏めばいいのですか。閲覧請求。そして、もしもですよ、万が一、全面公開できないとなった場合は、その理由についてはどうなるのか、様々、混乱が生じると思うのだけれども、その辺の解釈は、私自身は、どなたがどういう形で私に提示してもらえるのかな。その辺の手順をちょっと教えて願います。

○委員長（咲 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず、情報公開の窓口は総務課になっております。先ほども申し上げましたが、情報公

開条例に沿って進めていくという形になります。まずは工藤委員が情報公開請求書、そといったものを総務課に出すのが、まず始まりになります。そちらを受けて、公開できるか、できないか、そといった判断をして、工藤委員のほうに通知を出します。もし仮に却下、開示できないというような通知を受けた場合は、また不服申立て、そといったこともできますので、そうなると情報公開審議委員会、そといった委員会のほうで、さらに公開できるか、できないかというのを判断して、進めていくことになります。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（听了 清悦君）ほかに質問はありませんか。

10番委員。

○委員（佐々木寿夫君）121ページ、2款1項15目地域おこし総合戦略費と地域おこし事業費についてですが、18節の負担金、補助金及び交付金のところで、移住促進住宅取得支援事業費補助金、1,107万円ほど使っているのですが、これの効果はどう考えているか。これが1点。

それから2点目は、結婚新生活支援事業費補助金、結婚活動支援事業費補助金。これは予算にはあるが、決算にはない。これはどうしてなのか。

同じく、16項の地域活性化企業人派遣費負担金、これも予算にはあるが、決算にはない。これはどうしてなのか。

○委員長（听了 清悦君）企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君）お答えいたします。

まず1点目の移住促進住宅取得支援事業費補助金、決算額で1,107万円でございますけれども、こちらにつきましては、移住した方とか39歳以下の方に対して、新築を建てた場合、または中古住宅を購入した場合に補助するものでございます。実績といたしましては、全部で15件、今回、補助してございます。うち2件が中古住宅の購入というものになってございます。

続きまして、結婚新生活支援事業費補助金、これが当初予算300万円であったけれども、減額ということになっている。なぜかということですけれども、こちらは、夫婦ともに39歳以下の方に対して、例えば引っ越し費用とか、家賃の補助とか、新築住宅建てる場合の補助とかを行う、国から補助金をもらって行う事業費ですけれども、こちらのほうは、そういう申請がなかったということで、全額減額してございます。

地域活性化企業人制度の事業費ですけれども、こちらは、東京のほうの株式会社コミットのほうからIT職員を派遣していただけないというかということで協議をしておりましたけれども、協議の結果、5年度中の派遣はなかなか厳しいということで、全額減額してございます。これにつきましては、今年度7月から協定を結びまして、企画調整課のほうに1人職員派遣して、既に働いてもらっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（听了 清悦君）ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（咲 清悦君） 次に、126ページ、2款2項1目賦課徴収費から、137ページ、2款4項5目七戸町議会選挙費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（咲 清悦君） 次に、134ページ、2款5項1目統計調査総務費から、145ページ、3款1項6目福祉センター管理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（咲 清悦君） 次に、146ページ、3款1項7目重度心身障害者医療費から、153ページ、4款1項1目保健衛生総務費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（咲 清悦君） 次に、152ページ、4款1項2目天間林保健センター管理費から、161ページ、4款2項3目下水処理費まで、発言を許します。

13番委員。

○委員（三上正二君） 上下水道課長には、休憩時間にちょっと話したけれども、今年かな、去年かな、水道が何回もこの作田ダムとかどこかが悪くて変になった。先ほども防災とかそういう話として、集中豪雨だといえば、これ、どういうふうになるものだろう。何か方向性があるのだろうか。何か考え方あるの。

○委員長（咲 清悦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

まず、4月には七戸地区のほうの断水がございました。あとお盆中、8月12日には、町内七戸上水場区域及び天間林地区につきましては、第1上水場区域につきまして、節水の御協力の防災無線のほうを流させていただきました。

お答えの質問に関して的を射ているかどうかあれなのですけれども、まず両地区とも川からの取水により調整水、水のほうを作らせていただいてございます。近年の雨の降り方、また3年前の大雪により山のほうでの土砂崩れ、また倒木等により非常に川の水が濁りやすくなっているというのが現状でございます。これに応じて、水を作る際には、非常に濁った水で作らなければならない。また、あまりにも濁り過ぎると水が作れない状況ということがございましたので、今年度、防災無線等により周知しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） ほかにありませんか。

14番委員。

○委員（田島政義君） ページ、これちゃんとしゃべらなければ、今、全くないところを質問されていて、あんたも許可、今、言わなければならない。全然、どこの項目にもない。お願いします。しっかりしてください。

○委員長（咲 清悦君） 次から、気をつけます。

ほかに質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（咲 清悦君） 次に、160ページ、5款1項1目労働諸費から、169ページ、6款1項8目農業体験等交流事業推進費まで、発言を許します。

2番委員。

○委員（中野正章君） 166ページ、10款6目の18節、ここに一番上にオーガニックプラン推進対策補助金15万円が予算にはあったのですが、これ結局はみよこ米の補助金なのですが、元は80万円ほどあったと思うのが減額されて、さらには15万円になつたが、今回はゼロという決算ですが、その理由を教えてください。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

このみよこ米の補助金については、昨年度、みよこ米の団体の会長の米の品質が非常に悪かったということで、出荷がなかったということを農協のほうから確認してございます。それで80万円の予算を15万円になったという経緯は、もう長年補助はしておりましたけれども、ある程度団体が独り立ちして、要はその15万円はパッケージの袋代ということで計上してございました。今後も、まずそのパッケージの部分の予算は、今年度も一応計上してございます。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 2番委員。

○委員（中野正章君） 結局、出荷がなかったということですが、それはやはり高温の影響があったのか、あるいは虫、その影響なのか、そこを、それとふるさと納税にみよこ米を利用しているようですが、そっちの注文が実際どんなあんばいなのか、その部分を教えてください。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

昨年度のその米の出荷ができなかつたという要因は、まずカメムシと乳白色、米が白くなつた部分、そちらが多く見られた部分ということでございます。

それと、あとみよこ米のふるさと納税扱いですけれども、昨年度は実績ございませんでした。ただし今年度、既にパッケージの袋を農協のほうで手配している部分がありますので、そちらで今年度はふるさと納税のほうの手続するということで、現在進めてございます。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 169ページ、18節補助金で、農業再生協議会事業補助金のその下の畠地化促進事業の、かなり説明はしているのだけれども、どの程度になって、今、

どういう方向性でいますか。教えてください。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

この畠地化というものにつきましては、水田活用対策の対象外で、畠にするという部分を対象にして補助金を国のはうから交付する事業でございまして、現在、水田として活用している水田地域を除外して畠にしてしまうという改良区が1件ございます。あとは、ほかの改良区につきましては、協力金というふうな形で、除外にはならないのですが、畠地化に実施した部分には交付金を出すという国の制度にのっとりまして、実施している金額がこの合計の金額となってございます。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） ちょっと分からぬけれども、私もうちの会社でも畠地化したから分かるのです。それから、かなり増えているわけ、増えてないの。どっち。それだけ教えてくれればいい。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

この事業につきましては、当初、もっと広く、幅広く募集をかけておったのですが、1回予算がなくなったという国の連絡を受けて1回解消して、さらに2次募集というふうな形で手を挙げてもらって実施している金額となります、増えてはいません。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

11番委員。

○委員（瀬川左一君） 168ページの農業体験、8目の18節の中で、かだれ農業体験の中で、非常に前は活発で動いているのだけれども、5万7,000円というような非常に低い金額だけれども、今、どういうふうな活動なされているか。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

かだれ自体の活動は、コロナの影響もありまして、もう停止しままずつと来ておりました。そのかだれの会の会員の皆さんの状況を見ますと、かなりの高齢者の方もいますし、もうやめたいというふうな声もたくさんございまして、現在、活動という活動はもう停止したままで現在進んでございます。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 11番委員。

○委員（瀬川左一君） これからそういう状態の中で、また活動をやるというような計画そのものとか、それらのかだれの会員たちとも説明とか、そういうのはちょっと聞いていないのだけれども、今後どういうふうな説明をなされていくのか、状況をお願いします。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

このかだれの会の実施につきましては、会員の方々に経緯を説明して、毎年総会は当然開いてございますが、経緯と今後の考え方ということで、新しい会員の募集ということも声かけ何回もしてございます。ただし、なかなか新規で、私、参加するという方が出てきません。そういう状況の中で、もう廃止ということを考えているのですが、今後また新しい人が出てきてやるという人が出してくれれば、それはやぶさかではないと考えてございます。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 11番委員。

○委員（瀬川左一君） 今の状態を見ると、前は非常に活発だったのだけれども、若い人たちが農業から離れているということもあって、これも若い人たちの一つの希望等ありますので、なくさないで様子を見ながら、やはり農業を促進のためにも、若い人たちの育成のためにも、考えてみたほうがいいと思いますので、要望で終わります。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時04分

○委員長（咲 清悦君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、168ページ、6款1項9目畜産業費から、177ページ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

11番委員。

○委員（瀬川左一君） 170ページの有害対策の中で、11目の1節の中で、この前も建設常任委員会でも話したのだけれども、予算が十三万五千幾ら取っているのだけれども、この内容についてお願ひします。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

こちらにつきましては、昨年度の予算でございますが、予算というか決算でございますので、有害鳥獣対策の実施隊、要はパトロールとかお願いしている、例えば熊、イノシシ、鹿等が出没した場合のパトロール体制を猟友会の方々に頼んでおるのでけれども、その猟友会に支払う報酬がこの金額でございます。

○委員長（咲 清悦君） 11番委員。

○委員（瀬川左一君） その有害の中で、イノシシの被害が大分出ているということありますので、イノシシの被害というのは、私は南のほうであるもので、こちらの雪国ではあまりあるものと思っていなかったのだけれども、長芋の被害とか、そういうのが出たということですが、その内容について、被害状況があつたらお願ひします。

○委員長（咲 清悦君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

6月の定例会の中でも若干その被害対策について説明いたしましたけれども、再度、では説明いたします。まず今年の春、春掘りの長芋がイノシシの被害に遭いました、圃場が60アールのところの30アールをイノシシに食べられてしまったと。被害総額、恐らく100万円近くいくのではないかと。そういう事例と、また今年の春に今年の長芋を植えた部分の小芋、それを掘り繰り返されたという部分の面積が、それも1町歩近く合わせるとございました。今定例会において、補正予算の中にそういうイノシシ対策ということで、電柵、電牧柵、その補助という部分を計上いたしております。秋の収穫に備えて、危ない部分には農家に対応していただきたいということで、チラシも毎戸分配布してございます。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） 11番委員。

○委員（瀬川左一君） 非常に長芋を植えてから、貴重な種をなくしても、長芋の栽培ができなく、一部なったその被害も、結構な今、金額を聞きました。この前、ある十和田のほうでは、七戸のほうにもこういう災害があったのですよと言ったら、非常に五戸と十和田のほうの境のほうで、切田のほうにも大分被害が出ているというような話がありましたが、それらに含めて非常に、南のほうではいろいろなニュースとか、いろいろなものの中で、大変なことだなと思って人ごとのように聞いていたら、地元にもこういうのが来たということありますので、今後いろいろな、百何十万円という予算も取ってありますので、どういうふうな対策でどういうふうな要望をすればいいのか、イノシシに対しての対策をすればいいのか、今後いろいろな近隣との情報交換をして、やはり農家のために頑張っていただければと思います。

要望で終わります。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 次に、178ページ、7款1項1目商工総務費から、187ページ、7款1項7目公園管理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 次に、186ページ、8款1項1目土木総務費から、195ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

1番委員。

○委員（藤井夏子君） 192ページ、193ページの8款5項1目14節になります。一番上のところです。193ページの上段、給湯器交換工事費とありますが、これは大体何台分なのかというのがもし分かれば、あと故障したという申出があって、その都度対応をして交換をしているのか、それとも設置から何年がたっているというものを調べて、古い順に順次交換をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（听了 清悦君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

給湯器交換工事、ちょっと手元に今、資料がなくて、何台かというのはちょっと、明日回答させていただきたいと思います。

給湯器につきましては、年々耐用年数等が大分古ものでございまして、天間林地区の町営団地住宅でございます。築年数が15年以上から20年経過しておりますので、頻繁に給湯器が故障してきているということで、財政と協議をいたしまして、計画的に年数で交換、大体5台から10台の範囲内で3年から5年ぐらいをかけて一斉に交換したいと考えて工事したものでございます。

以上でございます。

○委員長（听了 清悦君） 1番委員。

○委員（藤井夏子君） 今、天間地区の町営住宅というお話をありましたが、知人が住んでいる七戸地区の町営住宅のほうでも、給湯器の修理が必要なところ、交換が必要なところというのが何件か発生しているというふうに耳にしまして、夏場でしたので、ついこの間故障しましたということを建設課のほうに相談をして対応していただいたということだったのですけれども、今度また冬場になると、これまたちょっと大変になると思うのです。なので、その耐用年数も込みで、ちょっと町営住宅の全体の年数を確認していただい、順次交換をしていただきたいなという要望でお願いします。

○委員長（听了 清悦君） ほかに質問はありませんか。

13番委員。

○委員（三上正二君） 193ページの報酬になるのかな、消防費の。消防団員というのは、なかなか人が集まらないと。農協とか役場のほうも入っているのかな。そういう企業とかそういうふうに協力をお願いして、団員の数はそろえようとするわけです。それでもなかなかそろわないのだよ。けれども、私もうちのほうも出動員の4分団の範囲なのですから、メンバー入っているけれども、メンバーほとんど出てこない人もあるわけです。それでも定員割れしたくないから、この幽霊団員ではないけれども、そういうのというのは結構見られるのだけれども、その比率というのはどれくらいか分かるかな。多少ずれてもいいのだけれども。そういうのは分かる。

○委員長（听了 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず消防団員、なかなか団員数が増えないということで、今年4月1日現在ですと、天間林分団、七戸分団合わせまして、まず220名という団員がいます。最近ですと、令和5年に新たに7名が加入しておりますが、それ以上にやはり退職される団員の方も多いというところで、なかなか増えない状況にあります。あとは消防団員の活動、いわゆる幽霊団員、そういった方というのもやはりいらっしゃいますけれども、その割合というところまではちょっと把握しておりません。申し訳ありませんが。

以上です。

○委員長（咲 清悦君） 13番委員。

○委員（三上正二君） 前のときに、この団員の定年延長することもあるのだよ。というのは、年になれば、幹部では少し長くなるけれども、団員ども辞める。けれども今は、人生100歳時代と言われているのだけれども、それでもひとつなかなか集まらないと。盛んに嫁いで、人が勤めていれば、そこから休み取って出していく、なかなかきついと思うのだ。その団員の定数が今何ぼで、それを伸ばして、ここはこうするのがいいのではないかと思うけれども、その辺はどうだろう。それを答えれば。

○委員長（咲 清悦君） 総務課長。

○総務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

いわゆる団員の定年、それを延長する考えはないかというところですけれども、そちらは法令上できるかどうか、そういういたものも確認してみたいと思います。

以上でございます。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

8番委員。

○委員（工藤 章君） 先ほどの藤井委員の質問に関して、建設課長の答弁が給湯数の台数については把握していないと、確認してからと、そうおっしゃいましたけれども、それはそれで仕方ないです。ただ決算ですから、それからマイクは届いているのでしょうか、控え室に。どなたがいるか分からなければ、少なくとも決算書の仕様書ぐらいは使ったの、今のような質問が時間を置いて伝わっているのだから、すぐ資料を持ってくるなり、対応はできるはずだ。無理なら無理で仕方ないけれども、質問者の立場になれば、持ってきていないと、後でと、恐らく質問の次のあれがちょっと出にくくなるのだ。私の場合は、途切れるから。ですから、可能な限り、何もできないならできないでしようがないのだ。ただ質問がある程度できていって、給湯器何台なのと言ったら、ぱっと資料、後ろからでもいい、そういう配慮をやればスムーズに答弁も質問もいくのではないかと若干、今、感じたのだけれども、今すぐやれとか、それは無理だかもしれないけれども、決算ですから、ああでもない、こうでもないわけだ。何台だと明確に、すっとこうやる、そのぐらい対応頼みます。

以上です。要望です。

○委員長（咲 清悦君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（咲 清悦君） 以上で、本日予定された一般会計決算に対する質疑は全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、12日の決算審査特別委員会は午前10時に開議いたします。

御疲れさまでした。

散会 午後 0時17分